

# 一般社団法人とよのていねい定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人とよのていねいと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府豊能郡豊能町に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、豊能町及びその近郊の地域資源を活用した情報の発信及び地域価値の創造に関する事業を行うことにより、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) インターネット、出版物及び映像メディア等コンテンツの作成並びにそれらを活用した情報発信に関する事業
- (2) 地域資源の活用による子どもの健全育成に関する事業
- (3) 情報化技術の活用による地域活性化に関する事業
- (4) 当該地域の農産物等の販売支援その他地域経済の発展に資する事業
- (5) 地域コミュニティ及び関係機関と連携による当該地域の住民及び移住希望者を対象とした催事の実施またはその支援に関する事業
- (6) 空き家、空き室及び空き地の活用に関する事業
- (7) 当該地域の地域価値創造に資する関連商品製作及び販売に関する事業
- (8) 前各号に付帯または関連する事業
- (9) その他当法人の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人への入社を希望する者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得なければならない。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があつたとき。

(退社)

第7条 社員は、任意に退社することができる。ただし、退社する1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損もしくは当法人の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反した場合は、一般社団及び一般財団法人に関する法律第30条に基づき、第9条に規定する社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年6月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

## 第4章 役員

(員数)

第10条 当法人に理事1名を置く。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第11条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第12条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第13条 設立時社員の氏名及び住所は、次の各号のとおりである。

(1) 大阪府豊能郡豊能町光風台3丁目21番地(2-506)

宇都宮 頼子

(2) 大阪府豊能郡豊能町光風台3丁目21番地(2-207)

相澤 翔平

以上、一般社団法人とよのていねい設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年8月26日

設立時社員 宇都宮 頼子

設立時社員 相澤 翔平